

様式第二号

法人名 社会医療法人景岳会

※医療法人整理番号

所在地 大阪市住之江区東加賀屋1-18-18

損 益 計 算 書
(自 4年 4月 1日 至 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		9,450,729
2 事業費用		
(1)事業費	8,469,661	
(2)本部費		
本来業務事業利益		981,068
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		167,418
2 事業費用		191,964
附帯業務事業損失		△ 24,546
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		23,466
2 事業費用		25,402
収益業務事業損失		△ 1,936
事業利益		954,586
II 事業外収益		
受取利息	483	
その他の事業外収益	18,536	19,019
III 事業外費用		
支払利息	40,354	
その他の事業外費用	44,485	84,839
経常損失		888,766
IV 特別利益		
固定資産売却益		4,455
V 特別損失		
固定資産除却損		54
税引前当期純利益		893,167
法人税・住民税及び事業税	70	
法人税等調整額		
当期純利益		893,097

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人景岳会

※医療法人整理番号

所在地 大阪市住之江区東加賀屋1-18-18

財 産 目 録
(5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	12,188,981 千円
2. 負 債 額	3,795,238 千円
3. 純 資 産 額	8,393,743 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,591,052
B 固 定 資 産	7,597,929
C 資 産 合 計 (A+B)	12,188,981
D 負 債 合 計	3,795,238
E 純 資 産 (C-D)	8,393,743

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

2. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	南大阪病院	大阪市住之江区東加賀屋一丁目 18番18号	一般病床 400床
診療所	南大阪クリニック	大阪市西成区南津守七丁目 14番32号	
診療所	南大阪病院附属 リハビリテーション クリニック	大阪市住之江区中加賀屋二丁目 1番24号	

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
南大阪看護専門学校	大阪市西成区南津守七丁目 14番31号	看護師養成所
南大阪訪問看護ステーション	大阪市住之江区中加賀屋二丁目 1番19号	訪問看護事業
南大阪ハッピー・センター	大阪市住之江区中加賀屋二丁目 1番19号	指定居宅介護支援事業
南大阪ヘルパーステーション	大阪市住之江区中加賀屋二丁目 1番19号	訪問介護事業

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
不動産賃貸業		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月23日

令和3年度決算の承認

〃

令和3年度剰余金の処理の承認

令和5年3月24日

令和5年度事業計画及び収支予算の承認

〃

令和5年度中の借入金額の最高限度額の承認

〃

役員を兼務する職員の令和5年度報酬の承認

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

様式5

監事監査報告書

社会医療法人景岳会

理事長 柿本 祥太郎 殿

私たち（注1）は、社会医療法人景岳会の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月26日

社会医療法人景岳会

監事

柿本 雅一



監事

和田 孝二



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。